矛盾さらけ出した元監督官証言

責任忘れて何ごとだ

元監督官が会社証人に　深まる疑惑、激しい怒り

昨年十一月二十六日福岡地裁で開廷した三池大災害裁判公判に、被告（会社）側の証人として、清水繁春・元鉱山保安監督官（五十三歳。昨年四月十五日退職。現在会社員）が証言台に立ったことはすでに知られている。だが日がたつにつれ、その日の証言内容とともに、本来ならば原告（組合）側の証人として、加害者である会社側の災害責任を追及するためにこそ立つべき身でありながら、なぜ被告側の証人として立つにいたったのか。黒い疑惑が深まっている。それどころか、同裁判の原告の間からは、「あの大災害をひき起こした一原因でもある、監督行政の怠慢という重大責任をうち忘れ、会社側の証人に立つとは何ごとか」と、はげしい怒りが噴きあげている。

原告団の団結は、そのためにかえって固まってゆく。

清水繁春証人に対する主尋問の内容は、矛盾だらけである。かって鉱山保安監督官だった、という存在そのものさえ疑われてくる。

清水証人によれば、当時の三川鉱第一斜坑には炭じんのかけらもなく、また炭車逸走防止も万全の対策がとられていたことになる。

わずかに原動機室に粉炭が流れこんでいた（それもやむを得ない自然現象によるとのこと）ことが見られたが、それは監督局からの通達によって、たちどころに改善された、という。

といっても、その事実が同証人によって確認されたのでなく、ただ書類による報告にとどまっているだけ、というところが注目を要する。

清水証人の証言通りに、厳しい管理が行われていた第一斜坑とするならば、ことは起きるはずはなかった。だが現実には、かってない労働者の大逆殺となったあの大爆発が発生したのである。

なんという大きな矛盾か。むしろ、元保安監督官としての、監督行政上の恐るべき怠慢そのものを見せつけられた感が深い。

ともあれ、その日の証言の大要は別項の通りである。

元監督官証言

以下は、その日被告（会社）の代理人児玉公男弁護士の、その証人＝清水繁春・元保安監督官に対する主尋問の抜すい。

×

弁護士　本件爆発事故前、三川鉱の第一斜坑に行かれたことはございますか。

証　人　あります。人車捲上げ装置の性能検査にまいりました。

弁護士　人車を逸走させる試験もおやりになりましたか。

証　人　やりました。

弁護士　検査の結果はいかがでございましたか。

証　人　全般には良好で問題はありませんでした。枕木が少し長すぎましたのを切って、支障のないようにしました。

弁護士　坑道に、落炭とか粉炭とか、炭じんとかがあったかどうか。

証　人　ございませんでした。あれば清掃をやり直させて、検査を行います。

弁護士　隔壁とか、ケーブル類や保坑のための枠等、落炭、粉炭、炭じん等の集積はありましたか。

証　人　人車車道にはございませんでした。

弁護士　ベルト側の状況について。水が流れておる。

証　人　はい。流水路です。

弁護士　そこに落炭であるとか粉炭、炭じんの集積はございましたか。

証　人　多少はありましたが水が流れておりますので全般に湿潤になっておりました。ベルト下はございませんでした。原動機室には、粉炭類がたまっておるのが見られました。

弁護士　その湿り具合なんでございますけれども、炭粉や炭じんはどういう状況であったんです

証　人　手前のほうは水にだいぶつかっておりました。奥の電気品座あたりは、粉炭類があるところもありました。

弁護士　歩いて煙が立つ状況ではないんですか。

証　人　そんな状態ではございませんでした。

弁護士　なぜ原動機室内に、粉炭や炭じんが集積していたのか。

証　人　何日か前に大雨が降って、流水路をいつもよりたくさんの水が流れ、それが粉炭類を洗い流し、そして原動機室に流れこんだということで、すみやかに清掃する予定だったのが、性能検査とかちあったので遅れました。たちに掃除を行います、という回答がありました。

弁護士　原動機室のことにつきまして、監督局から会社に通達書を出されておりますね。

証　人　はい。改善計画をたて提出しなさい。その実施結果を報告しなさい――と指示しておりますので、書類で報告があったものでございます。対策は、これだけやれば十分であろう、と判断しました。

弁護士　炭車逸走防止装置については。

証　人　当時の技術条件のもとでは、人車関係には、それをしない方がより危険がないということで、大砲とかヒンコツ等の装置をつけさせていませんでしたが、坑口、坑底付近には、そういう逸走防止装置がつけられておりました。

（以上はその大要）

造成職場から告発する

抗議に答えもなし　作業場にガスが充満

今年の冬は例年以上に寒さが厳しく、CO患者の造成職場である新港作業所では、半数近くの患者が鼻をグスグスいわせている。

ところが、この寒さから身を守るはずの暖房設備が、前近代的な古坑木や石炭をたくストーブであるため、朝出勤してからストーブが順調に燃えるようになるまでの間は、部屋中が煙につつまれ、ちょうどあの大爆発当時の坑内を思い起こさせるように、十メートル先も見えないときもある。

CO中毒後遺症回復のために造成した職場が、ガスや煙の充満する作業場では、後遺症である頭痛やもの忘れが悪化することはあっても、回復するはずはない。係長に抗議し改善を要求すると、「予算の関係で蒸気暖房にすることはできない。ストーブが順調に燃えるまでは、窓を開けっぱなしにしてください」である。

「冗談じゃない。前の日散水した水が、白く凍るような部屋で、窓を開けっぱなしにしていたら凍死こそしないが、全員かぜをひいて倒れてしまう」と、さらに抗議すると、係長は「検討させてください」と返答したままいまだに何の対策もやらない。

同じ三川鉱でも、鉱長室や係員詰所などは蒸気暖房のスチームが入り、汗ばむほどなのに、CO患者の造成職場はガスや煙のでるストーブ。ここにも会社のCO患者のマッ殺の攻撃があらわれていると思う。

今年こそ労働条件の改善の闘いと結合して、力いっぱい闘わねばならない、と職場での討議が進んでいる。

×

職場の現状を、このようにどしどし告発しましょう。

編集部

スモン訴訟を連帯で包もう

隠せぬ国・企業の犯罪

予見できたキノホルムの毒性

一月十九日福岡地裁の民事部法廷で、福岡スモン裁判公判が開廷され、今回公判は同訴訟の最終弁論が行なわれた。

原告側弁護団は、昭和十年代にすでにアルゼンチンの学者が、キノホルム剤による神経症状の発生事実を指摘した研究論文を発表しており、国や製薬企業が安全について配慮してさえいれば、同年代から危険性を予見できたはずだ、と被告（国と製薬企業）の責任を厳しく追及した。

東京スモン訴訟で、東京地裁が提示した和解案の所見では、昭和二十年にキノホルムや類縁化合物の毒性を明らかにした報告があっているので、その製造を承認した国の責任を追及したが、福岡スモン裁判では原告が、これより十年も以前に予見可能性存在の時期をさかのぼらせたもので、それだけ国と製薬企業の犯罪性が明白になったということができる。

右の学者の論文を掲載した医学雑誌が東北大学に保存されている事実を、原告側弁護団が知り、証拠として同地裁に提出するとともに、最終弁論で取りあげ責任を追及したものである。（なおこの項は溝口記）

学び、前進しよう

スモン裁判県民集会参加記

原告団団長　小川　紘志

一月十六日午後一時より、福岡「利福岡県民集会」が開催され、三婦人会館において「スモン裁判勝池労組の中原書記次長をはじめ、原告団より六名が参加しました。

スモン裁判は、国と製薬会社のもうけ本位に大量に生産、販売された薬を、「丈夫になろうと思って飲んだ」ために手足のしびれ、激痛、両眼失明、死亡という悲惨な薬害――スモン病が発生したもので、それは全国に広がり、現在その責任を追及する裁判は、約三千三百名のスモン患者が、北は札幌から、南は福岡まで全国十八ケ所で結集され、闘われています。

福岡では昭和四十八年五月に第一次訴訟を提記し、以来三次まで合計百七十名の患者と遺族が訴訟に参加し、全国でも最も進んだグループの一つとなっています。一月十九日原告側最終弁論を目前にして、さらに闘いを強化するため、本集会が開かれました。

集会にはスモン病患者と家族をはじめ、福岡空港騒音公害、老人ひとりぐらし裁判、カネミ油症被害者の会、水俣病、新幹線公害などの公害（産業公害）と闘う仲間六百名以上が参加し、遅く着いた原告団より六名が参加しました。

スモン裁判は、国と製薬会社のもうけ本位に大量に生産、販売された薬を、「丈夫になろうと思って飲んだ」ために手足のしびれ、激痛、両眼失明、死亡という悲惨な薬害――スモン病が発生したもので、それは全国に広がり、現在その責任を追及する裁判は、約三千三百名のスモン患者が、北は札幌から、南は福岡まで全国十八ケ所で結集され、闘われています。

福岡では昭和四十八年五月に第一次訴訟を提記し、以来三次まで合計百七十名の患者と遺族が訴訟に参加し、全国でも最も進んだグループの一つとなっています。一月十九日原告側最終弁論を目前にして、さらに闘いを強化するため、本集会が開かれました。

集会にはスモン病患者と家族をはじめ、福岡空港騒音公害、老人ひとりぐらし裁判、カネミ油症被害者の会、水俣病、新幹線公害などの公害（産業公害）と闘う仲間六百名以上が参加し、遅く着いた私たちは、一番後の補助席にようやく座れるほどでした。

集会では、はじめに映画「スモン」が上映され、つづいて患者と家族の訴えが切々と行なわれました。

スモン病になったばかりに働くことはおろか、自分の身のまわりのことすらできなくなり、「死ぬ」ことばかり考えて生きてきた患者と、その患者と共に苦しんできた家族の血を吐くような訴えは、同じ苦しみを持って生きてきた私たちにとって、涙なしでは聞くことができないものでした。

その苦しみに耐えながら、加害者である国と製薬会社に対する患者・家族の闘いの気迫の怒りと情熱について、私たちはもっともっと学ばなければ、と痛感しました。

特に、「今、私たちが完全に勝利しなければ、自分の子や孫が、親しい友や仲間たちが、再び苦しみにあわぬという保障はない」という言葉に、私自身のスモン裁判に対する認識不足を痛いほど感じさせられました。

一月十七日には、東京地裁可部裁判長の和解勧告が予定されているなかで、集会は

一、薬害の責任がウヤムヤとなる和解では、また薬害がくりかえされる。

二、恒久対策もない一時的な補償では、完全な救済とはならない。

という理由から、和解には反対することが決議され、「安心して薬をのめる医療行政」を確立するため、勝利の判決まで闘うことが意志統一されました。

失明や下肢のマヒなどという逆境にも負けず、力強く闘っているスモンの仲間から深く学び、さらに活動を強めていきたいと思います。

×